

練馬区告示第 **549** 号

練馬区有通路条例(平成15年10月練馬区条例第40号)第6条の規定により、練馬区有通路をつぎのように廃止する。

なお、その関係図面は、令和8年10月20日から起算して15日間、本区土木部管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年10月20日

練馬区長 吉 田 健 一

路 線 名	区 間	起 点 終 点	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	面 積 (平方メートル)
32-81	練馬区 大泉学園町 2682 番	四 丁目 1 地先 から	4.36	25.31	110.67
	練馬区 大泉学園町 2678 番	四 丁目 1 地先 まで			

練馬区有通路廃止図

大泉学園町 四丁目 地内

縮尺 600分の1

- 特別区道
- 廃止する通路

